

告 示

埼玉県告示第百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託契約のうち、令和七年度において県が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等については、物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和六年埼玉県告示第八百三十三号）に定めるとおりとする。ただし、資格審査の申請受付期間については、入札公告において別に定める。